

許認可申請書等に添付が必要な書類（例）

1 一覧

下記の資料は審査のために必要と思われるものの一例です。これら以外にも資料を求める場合があります。

【共通】

- ・位置図（広域、詳細（住宅地図程度））…………… 別添①
 県道名と申請場所（占用、施工場所等）がわかるもの
 ※既存の地図を使用される場合は著作権にご注意ください。
- ・現況写真（全景、詳細）…………… 別添②
 申請場所の状況が確認できるもの
 ※必要に応じて、占用（施工）後のイメージを図示してください。

【工事が伴うもの】

- ・平面図、測量図等…………… 別添③
 申請場所の面積、位置関係、周辺の状況がわかるもの
- ・設計図、断面図、構造図等
 占用物等の形状（面積、管径、延長等）、埋設深・方法等がわかるもの
- ・舗装構成図等
 復旧（仮・本）の方法や範囲がわかるもの
- ・構造計算書等
 看板や標識柱、排水管を設置する場合などに必要

【通行規制が伴うもの】

- ・保安（安全対策）図…………… 別添④

【その他】

- ・公図、登記事項要約書等
 ※申請場所において、県道と他の所有者の土地（市道や民地）との境界が不明な場合は、公図等を取得し確認のうえ、添付してください。
- ・土地等の賃貸借契約書
 ※申請場所が申請者の所有地でない場合等に必要になります。
- ・カタログ、仕様書等
 占用物等の仕様（寸法、重量等）がわかるもの
- ・道路管理者が必要とするもの
 審査の過程で指示をします。

2 資料作成に当たっての留意点

・占用物件や施工方法等が各種法令等に沿ったものになっているか審査する必要がありますので、添付資料は「読みやすい」「わかりやすい」ものとなるようにご注意ください。

例) 既存物件の取替え等の場合、撤去物は赤字、新設物は青字で記載する等

- ・工事設計書等の既存資料を流用する場合は、該当箇所（掘削・埋設箇所、設置する占用物等）の詳細が明確になるように、拡大、別図を作成、○印で囲む、色付け等の工夫をしてください。
- ・PDF の場合、小さい字等は潰れる場合もありますので、提出前に必ず確認し、読み取りづらい場合は拡大、修正等をしてください。

3 その他

審査の際に、可・不可を判断するために必要なものとして、追加資料や申請書への追記等をお願いする場合があります。

「以前はそんな必要はなかった。」と言われる方もおりますが、他の自治体で道路に関する事故が起きる度に規制は厳しいものになり変わり、道路管理者としての責任も増大しています。必然として審査が厳しくなっていくことをご理解のうえ、迅速かつ適正な審査が行われますよう、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。